六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
神戸承認センター	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング９階
神戸支部	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング８階
横浜支部	神奈川県横浜市中区桜木町１丁目１番８号　日石横浜ビル14階
広島支部	広島県広島市東区光町１丁目12番16号　広島ビル７階

○国土交通省告示第千三百十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第一項の規定に基づき、次の船級協会の登録をしたので、同条第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十四年十一月十六日　国土交通大臣　羽田雄一郎

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項の規定に基づき船級協会を登録した件

一　登録年月日　平成二十四年十一月一日
二　登録番号　3
三　登録船級協会の名称　Det Norske Veritas AS
四　住所　Veritasveien 1, 1322 Høvik, Norway
五　代表者の氏名　Henrik O. Madsen
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
神戸承認センター	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング９階
神戸支部	兵庫県神戸市中央区御幸通４丁目２番20号　三宮中央ビルディング８階
横浜支部	神奈川県横浜市中区桜木町１丁目１番８号　日石横浜ビル14階
広島支部	広島県広島市東区光町１丁目12番16号　広島ビル７階

○防衛省告示第二百四十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月十六日　防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十二月一日から平成二十五年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒
(イ)　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百四十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年十一月十六日　防衛大臣　森本　敏

日時　平成二十四年十二月十日から同月十四日までの間、毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区域　九州北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒
(イ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒
(ウ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒
(エ)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

航空機　四機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第四百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百九十八号　市川市平田二丁目二〇五番五四から同市平田二丁目二〇二番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月十七日

○中部地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小牧市大字村中字稲荷六九三番一から同市大字村中字葭池一二六〇番一まで	前	三三・三一～五〇・九九メートル	〇〇・〇七九キロメートル
	後	三三・三一～五七・七五メートル	〇〇・〇七九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月十六日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百十号　大分市大字田原字雄方八四番一から同市大字田原字一本木八四一番一まで　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十一月十六日